

○大和川右岸水防事務組合条例を左横書きに改正する条例

制 定 昭 42. 12. 20 条例 10

この条例施行の際、現に効力を有する大和川右岸水防事務組合条例で縦書きのもの（以下「既存の条例」という。）を左横書きに改正する。この場合において、左横書きに伴う字句の改正その他必要な措置については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 配字は、縦書きを左横書きに改めるほか、既存の条例と同様とする。
- (2) 漢数字は、固有名詞及び数量的な意味の失われた語の中に含まれているものを除き、アラビア数字に改め、当該アラビア数字は、3けたごとに「,」でくぎるものとする。
- (3) 号の番号は、アラビア数字を「()」で囲んだものに改める。
- (4) 号の中を区分する番号は、かたかなによる五十音（以下「アイウエオ」という。）順に改め、アイウエオの中をさらに区分する番号は、順次アイウエオのそれぞれを「()」で囲んだものに改める。区分番号の引用があるときは、それぞれの前段に応じて改める。
- (5) 表は、その右上端が左横書きの左上端になるよう位置を改める。ただし、その形式がすでに左横書きになっているものは、この限りではない。
- (6) 表の番号又は見出しは、表の上方左寄りになるよう位置を改める。
- (7) 次の表の左欄に掲げる字句又は符号は、それぞれ右欄に掲げるものに改める。

左 に	次 に
左 ニ	次 ニ
左 の	次 の
左 ノ	次 ノ
左 記	下 記
左 表	次 表
「 」	「 」

(8) 字句に附した傍点を削る。

(9) この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。